

松戸市オープンカウンター方式による見積合わせの手引き

オープンカウンター方式とは、物品の購入及び印刷の請負の見積合わせを行う際に、その案件の見積要領及び仕様書等を松戸市ホームページやちば電子調達システムで公開し、参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方法です。

市が見積りの相手方を特定せず、参加資格要件を満たしていれば、どなたでもちば電子調達システムを利用して見積合わせに参加することが可能になります。

流れは以下の3ステップです。

STEP1

松戸市のホームページ及びちば電子調達システムの入札情報サービスにオープンカウンター方式による見積合わせの案件が公開されたら、内容をチェックし、参加が可能な案件の見積書を作成する。

STEP2

ちば電子調達システムから見積書を提出する（見積金額の入力）。
※質疑がある場合は、契約課にメールまたはFAXにて行う
※仕様書で同等品を認めている場合で、同等品での納入を希望する場合には、同等品確認書を契約課に提出（持参又は郵送等にて送付）し、承認を受ける。

STEP3

見積合わせの結果、契約の相手方となった業者は、契約書を交わす。
（契約書を省略する案件もあります）

1 対象案件

オープンカウンター方式の対象とする案件は、契約課が行う物品等の購入及び印刷・製造物の請負で、予定価格が次に掲げるものが対象になります。

- (1) 物品等の購入
30万円以上150万円以下のもの
- (2) 印刷・製造物の請負
30万円以上200万円以下のもの

2 参加資格

オープンカウンター方式による見積合わせに参加できる方は、以下の要件を全て満たしている方となります。

- (1) 松戸市入札参加業者資格者名簿に登載されている者のうち、「物品業者」として登録されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者のほか、次のいずれかに該当しない者。
 - ① 電子交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は当該見積合わせ期日の前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていないもの。
 - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていないもの。
 - ④ オープンカウンター案件の公開の日から契約の相手方の決定の日までの間に、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準（昭和62年松戸訓令甲第1号）に基づく指名停止措置を受けている者。
 - ⑤ オープンカウンター案件の公開の日から契約の相手方の決定の日までの間に、本市から松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けている者。
 - ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者。
- (3) 上記のほか、市長は、対象案件ごとに必要な参加資格要件を定めることができる。

※ オープンカウンター方式による見積合わせの案件には地域要件が定められています。

地域要件とは、オープンカウンター方式による見積合わせに参加できる者を、本店または契約権限を有する支店等の所在地により次の四区分として定めるもので、各案件の見積要領の所在地区分欄に記載されている区分の者がその案件に参加することができます。

- (1) 市内業者 松戸市内に本店を有する有資格者

- (2) 準市内業者 (1) に該当しない者で、松戸市内に契約権限を有する支店等を有する有資格者
- (3) 県内業者 (1) 及び(2) に該当しない者で、千葉県内に本店又は契約権限を有する支店等を有する有資格者
- (4) 県外業者 (1) ～(3) に該当しない有資格者

3 対象案件の公開

オープンカウンター方式による見積合わせの実施時期については、原則毎週金曜日に案件を松戸市のホームページ及びちば電子調達システムの入札情報サービスにて公開します(祝祭日等により日程が前後することがございます)。

見積書の提出期限は案件毎に見積要領に記載しますので、ご確認ください。

なお、対象案件が無い場合は、公開はありません。

4 案件に対する質疑について

参加を希望する案件について質疑がある場合には、見積要領に記載されている期日までに契約課へ質問書をご提出ください。(提出方法はメールまたはファクシミリで受け付けます。)

回答につきまして、見積書提出期限の3開庁日前までに回答します。

5 同等品の選定について

見積要領に同等品による納品が可能な旨が記載されている物品は、同等品での見積合わせに参加することが可能です。

同等品で見積合わせに参加する場合には、見積要領に記載されている期日までに同等品確認申請書と、同等品の規格や詳細がわかるカタログ等を契約課まで提出し、承認を受けた後に見積るようにしてください。

6 見積書の提出方法

松戸市のホームページ及びちば電子調達システムの入札情報サービスにて、オープンカウンター方式による見積合わせを行う案件を公開しますので、各案件の仕様書や参加要件等をご確認のうえ、参加を希望する案件の見積書を指定された日時までにちば電子調達システムの電子入札システムからご提出ください(見積額の入力)。

ただし、自然災害等によるパソコン、インターネット環境等のシステム障害及びやむを得ないと認められる事由により、電子入札システムで見積書が提出できない場合は、直ちに契約課に連絡し、了解を得た場合についてのみ、提出期限までに契約課に持参又は郵送等による送付にてご提出ください。

見積書に記載いただく金額については、原則見積った金額から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額をご記入ください。

また、提出をした見積書の書換え、引換え又は撤回は認めません。

7 無効となる見積書について

以下の項目に該当する見積書は無効といたします。

- (1) 参加資格要件を満たさない者が提出した見積書
- (2) 金額を訂正した見積書（紙の見積の場合）
- (3) 見積書の記載及び押印に不備がある見積書（紙の見積の場合）
- (4) 錯誤により提出されたと認められる見積書
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積書（紙の見積の場合）
- (6) 指定した書式以外で提出された見積書（紙の見積の場合）
- (7) 提出期限を超えて提出された見積書（紙見積りの場合）（送付による提出を行った場合にあっては、提出期限を超えて到着した見積書）
- (8) その他オープンカウンター方式に関する要件に違反して提出した見積書

8 契約の相手方の決定について

- (1) 有効な見積書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積をした者を契約の相手方として決定いたします。
- (2) 最低の価格をもって見積をした者が2者以上あるときはくじ引きで決定いたします。
- (3) 予定価格の制限の範囲内の見積書の提出が無かった場合は、再度見積合わせを1回まで行います。
- (4) 見積書の提出が無かった案件については中止といたします。

9 見積結果の公表

オープンカウンター方式による見積合せの結果については、参加者にはちば電子調達システムから結果を通知いたします。

オープンカウンター方式実施フロー

